

大船渡市空家等対策計画に係る令和7年度実績報告及び令和8年度実施計画について

○基本方針1 発生の抑制

No.	取組項目	取組内容		令和7年度計画		令和7年度実績		事業費(千円) 上段：実績額 下段：計画額	令和8年度計画		事業費 (千円)	担当課
1	市民意識の醸成	(1)	空家等の発生抑制に向けた市民意識の醸成を図るため、所有者等の責務や空家等に起因する問題、相続登記の必要性、空家特措法の概要などを市広報やホームページ等で周知する。	①	ホームページ上で、分かりやすい情報提供に努めながら、空家等対策の必要性の周知を一層図る。	①	市ホームページに適切な管理に関する事項を掲載し、周知した。 (通年)	—	①	ホームページ上で、分かりやすい情報提供に努めながら、空家等対策の必要性の周知を一層図る。	—	住宅管理課
				②	適切な管理について、お盆や年末年始の帰省時期に合わせ、家族で話し合えるような空き家対策の記事を広報に掲載する。また、民間事業者から寄贈された空き家対策ガイドブックを活用し、相談対応の際等に意識啓発を図る。	②	「空き家に関する出前講座」について市広報において周知した。(1月) また、株式会社サイネックスより寄贈された大船渡市空き家対策のガイドブックについて、窓口等への配架、相談者への提供を行った。		②	適切な管理について、お盆や年末年始の帰省時期に合わせ、家族で話し合えるような空き家対策の記事を広報に掲載する。また、民間事業者から寄贈された空き家対策ガイドブックを活用し、相談対応の際等に意識啓発を図る。		
				③	全国空き家協議会より提供された我が家のエンディングノートについてホームページ等で周知する。	③	市ホームページに大船渡市版我が家のエンディングノートを掲載、周知した。 (通年)		③	全国空き家協議会より提供された我が家のエンディングノートについてホームページ等で周知する。		
2	専門家団体と連携した相談体制の整備	(1)	空家等について市民から相談等を受ける窓口を一本化し、庁内横断的に連携して対応する。	①	問合せなどの初期対応を行い、必要に応じて関係課や関連団体を案内する。	①	住宅管理課で問合せなどの初期対応を行い、必要に応じて関係課や関連団体を案内した。 (52件)	—	①	問合せなどの初期対応を行い、必要に応じて関係課や関連団体を案内する。	—	住宅管理課
		(2)	不動産・法務・建築等の団体と連携し、専門家による相談窓口を設置するなどの支援体制を整備する。	①	関係団体との調整を図り、相談体制の充実に努める。	①	電話、来庁にて相談された案件について、内容に応じて不動産、建築などの専門家に繋いだ。		①	関係団体との調整を図り、相談体制の充実に努める。		
3	相談会等の実施	(1)	一般市民を対象に、相続や管理の必要性についてのセミナーや相談会を開催する。	①	法務・不動産・建築等の専門家と連携し、対面形式による無料相談会、空き家に関する学習会や講座を開催する。	①	司法書士会、土地家屋調査士会が合同で開催する「法の日相談会」にて、空き家コーナーを設置し、相談対応、ガイドブックの配布を行った。 大船渡市産業まつりにおいて、空き家対策コーナーを設置し、相談対応、ガイドブックの配布等を行った。	0 (48)	①	法務・不動産・建築等の専門家と連携し、対面形式による無料相談会、空き家に関する学習会や講座を開催する。	48	住宅管理課
				②	空き家にしないための取組として空き家に関する出前講座を行う。	②	市ホームページと市広報で空き家に関する出前講座の募集をした結果、大船渡地区自治協議会役員会より申し込みがあり、講座を開催した。 (1件 25名)		②	空き家にしないための取組として空き家に関する出前講座を行う。		
4	住み続けるための支援	(1)	住宅リフォーム助成事業や木造住宅耐震補強工事助成事業により、既存住宅に安心して長く住み続けられるための住環境整備を支援する。	①	住環境整備のための補助として、住宅省エネルギーリフォーム助成事業等を行う。	①	住宅リフォーム助成事業により住環境整備を支援した。 (14件)	884 (2,725)	①	住環境整備のための補助として、住宅省エネルギーリフォーム助成事業等を行う。	2,350	住宅管理課
				②	住環境整備のための補助として、木造住宅耐震改修工事助成事業を継続して行うほか、耐震診断に対する支援(診断士の派遣事業)も行う。	②	木造住宅の耐震診断に対する支援(診断士の派遣事業)を行った。木造住宅耐震補強工事助成事業は交付実績なし。 (診断士派遣7件)	199 (1,349)	②	住環境整備のための補助として、木造住宅耐震改修工事助成事業を継続して行うほか、耐震診断に対する支援(診断士の派遣事業)も行う。	1,479	住宅管理課

○基本方針２ 適切な管理の促進

No.	取組項目	取組内容		令和７年度計画		令和７年度実績		事業費(千円) 上段：実績額 下段：計画額	令和８年度計画		事業費 (千円)	担当課
1	空家等の継続的な実態把握	(1)	住民等から寄せられる最新の情報等を活用し、空き家台帳を随時更新する。	①	通報のあった管理不全空家等について、住基情報や水道の閉栓状況等を調査の上、現地確認等による実態把握に努める。	①	通報のあった管理不全な空家等について、現地調査を行い、新たに空き家と認定した。 (４件)	－	①	通報のあった管理不全空家等について、住基情報や水道の閉栓状況等を調査の上、現地確認等による実態把握に努める。	－	住宅管理課
				②	住民異動届により空き家候補を選定し、水道の閉栓状況等を調査、現地確認の上、新たな空き家として登録する。	②	市民環境課から提供された情報に基づき、ライフライン、現地調査を行い、新たに空き家と認定した。 (23件)	－	②	住民異動届により空き家候補を選定し、水道の閉栓状況等を調査、現地確認の上、新たな空き家として登録する。	－	住宅管理課
				③	問合せ等を受けた空家等の解体・活用状況を把握し、空き家台帳を定期的に更新する。	③	解体済・活用中と把握した空家等を空き家台帳から削除した。 (12件)	－	③	問合せ等を受けた空家等の解体・活用状況を把握し、空き家台帳を定期的に更新する。	－	住宅管理課
2	所有者等の特定	(1)	実態調査で把握した空き家や市民等から情報を寄せられた空き家について、所有者等の特定に努める。	①	通報のあった管理不全な空家等について、適切な管理を促すため、所有者等の特定作業を進める。	①	通報のあった管理不全な空き家について、登記情報や戸籍情報等を調査し、所有者等を特定した。 (17件)	－	①	通報のあった管理不全な空家等について、適切な管理を促すため、所有者等の特定作業を進める。	－	住宅管理課
3	適切な管理の周知	(1)	所有者等による適切な管理の促進のため、管理のために必要な情報を提供する。	①	季節ごとのポイントなどを踏まえながら、市広報やホームページで適切な管理の必要性を周知する。	①	ホームページに適切な管理に関する記事を掲載し、周知した。 (９月)	－	①	季節ごとのポイントなどを踏まえながら、市広報やホームページで適切な管理の必要性を周知する。	－	住宅管理課
				②	管理不全な空家等に対する適切な管理を促す通知を行い、通知した空家について追跡調査を行う。	②	Dランク空き家のうち、現在の状況確認のため、追跡調査を行った。 (４件)	－	②	管理不全な空家等に対する適切な管理を促す通知を行い、通知した空家について追跡調査を行う。	－	住宅管理課
		(2)	適切な管理の必要性について、樹木繁茂の時期に注意喚起の文書を送付するなど、積極的な啓発を行う。	①	通報があった管理不全な空家等に対し、適切な管理に関する情報を提供し、管理を促す。	①	通報を受けた管理不全な空家等に対し、適切な管理に必要な情報提供を行った。 (22件)	－	①	通報があった管理不全な空家等に対し、適切な管理に関する情報を提供し、管理を促す。	－	住宅管理課
				②	所有者等からの相談対応や通報案件に対する適切な管理を促す通知の際に、（公社）大船渡市シルバー人材センター日本郵政（株）の空き家見守りサービスを周知する。	②	所有者等に対する通知の際、また市ホームページにおいて、（公社）大船渡市シルバー人材センターと日本郵政（株）の空き家見守りのサービスの周知を図った。	－	②	所有者等からの相談対応や通報案件に対する適切な管理を促す通知の際に、（公社）大船渡市シルバー人材センター日本郵政（株）の空き家見守りサービスを周知する。	－	住宅管理課
4	管理手法の検討	(1)	空家等の見回りや敷地内の除草、建物内の簡易清掃等を行う、管理代行事業者の活用や連携等について検討する。	①	新たな手法について他自治体の事例等の情報収集をする。	①	解体のサポートをする業者との連携協定のため、情報収集を行った。	－	①	市内の空き家の解消を促進するため、解体をサポートする業者との連携協定等について取り進める。	－	住宅管理課

○基本方針3 利活用の促進

No.	取組項目	取組内容		令和7年度計画		令和7年度実績		事業費(千円) 上段：実績額 下段：計画額	令和8年度計画		事業費 (千円)	担当課
1	空き家バンクの活用促進	(1)	良好な生活環境の保全や本市への移住・定住の促進を図るため、空き家バンクを通じた空き家の利活用を促進する。	①	市ホームページや不動産事業者等による制度周知を継続して実施し、空き家バンクへの登録を促進する。また、利用希望者のニーズを把握するため、アンケート調査等を行う。	①	空き家バンクの制度の周知を不動産事業者や市ホームページ等で行った。登録件数27件、成約件数6件であり、登録件数が大幅に伸びた。	—	①	市ホームページや不動産事業者等による制度周知を継続して実施し、空き家バンクへの登録を促進する。また、利用希望者のニーズを把握するため、アンケート調査等を行う。	—	住宅管理課
		(2)	空き家バンク活用奨励金の交付等により、空き家バンクへの登録を一層促進し、空き家の有効活用を図る。	①	空き家バンク活用奨励金や若者・移住者空き家取得奨励金等による支援事業を継続して実施する。さらに今年度到新設された子育て世帯取得奨励金による支援を実施する。 【予算額】 ・空き家バンク活用奨励金 500千円(10件分) ・若者・移住者空き家取得奨励金 900千円(3件分) ・子育て世帯空き家取得奨励金 600千円(3件分)	①	空き家バンク活用奨励金の継続交付のほか、若者・移住者空き家取得奨励金制度(県間接補助事業)により、空き家の取得を支援した。 ○空き家バンク活用奨励金 交付件数：6件 ○若者・移住者空き家取得奨励金 交付件数：1件(子育て加算あり)	800 (2,000)	①	空き家バンク活用奨励金や若者・移住者空き家取得奨励金等による支援事業を継続して実施する。さらに今年度到新設された子育て世帯取得奨励金による支援を実施する。 【予算額】 ・空き家バンク活用奨励金 500千円(10件分) ・若者・移住者空き家取得奨励金 600千円(2件分) ・子育て世帯空き家取得奨励金 400千円(2件分)	1,500	住宅管理課
2	空き家及び空き店舗の利活用に係る支援 ア 空き家	(1)	空き家を取得して居住する場合の住宅リフォーム助成事業や、高齢者が気軽に集える場所の確保を目的とした高齢者交流サロン運営事業補助金の活用を促進する。	①	空き家改修工事補助金制度により、空き家バンクを通じて取得した住宅の改修費の一部を補助する。 (2件分)	①	空き家改修工事補助金制度による補助金を行った。 (1件)	500 (1,000)	①	空き家改修工事補助金制度により、空き家バンクを通じて取得した住宅の改修費の一部を補助する。 (2件分)	1,000	住宅管理課
				②	利用希望者からの申請により、「フラット35地域連携型」の手続きに必要な書類発行等を行う。(空き家改修工事補助金交付対象者が改修費を住宅金融支援機構から借り入れる場合に利率0.5%が引き下げられる。対象期間は10年。)	②	フラット35の提携実績なし。	—	②	利用希望者からの申請により、「フラット35地域連携型」の手続きに必要な書類発行等を行う。(空き家改修工事補助金交付対象者が改修費を住宅金融支援機構から借り入れる場合に利率0.5%が引き下げられる。対象期間は10年。)	—	住宅管理課
				③	高齢者交流サロン運営事業補助金 空き家を活用した活動実施場所の確保について、相談等に対応する。	③	高齢者交流サロン運営事業補助金(サロンに使用する備品整備費の補助) (空き家の活用は交付実績なし)	—	③	高齢者交流サロン運営事業補助金 空き家を活用した活動実施場所の確保について、相談等に対応する。	—	長寿社会課
	空き家及び空き店舗の利活用に係る支援 イ 空き店舗	(1)	大船渡市まちなか・商店街起業支援事業補助金や既存の中小企業振興事業補助金の活用を促進し、中心市街地等のにぎわいの創出を図る。	①	まちなか・商店街起業支援事業 起業等の促進と空き店舗等遊休資産の活用により、まちの新たな魅力向上と賑わい創出を図るため、商業集積地や中心市街地の空き店舗等を利用して新規出店する起業者及び第二創業者に対して、内外装工事費や借家料等を補助する。 a) 商業集積地 1,500千円(2件分) b) 中心市街地 500千円(1件分)	①	まちなか・商店街起業支援事業 起業等の促進と空き店舗等遊休資産の活用により、まちの新たな魅力向上と賑わい創出を図るため、商業集積地や中心市街地の空き店舗等を利用して新規出店する起業者及び第二創業者に対して、内外装工事費や借家料等を補助した。 a) 商業集積地 3件 b) 中心市街地 交付実績なし	a) 1,933 b) 0 (2,000)	①	まちなか・商店街起業支援事業 起業等の促進と空き店舗等遊休資産の活用により、まちの新たな魅力向上と賑わい創出を図るため、商業集積地や中心市街地の空き店舗等を利用して新規出店する起業者及び第二創業者に対して、内外装工事費や借家料等を補助する。 a) 商業集積地 1,500千円(2件分) b) 中心市街地 500千円(1件分)	2,000	商工企業課
				②	中小企業振興事業補助金 ・市内の中小企業団体が中小企業の振興を図るための事業を実施する場合に、要する経費に対し補助する。 ・補助率 1/2 ・補助限度額 50万円 ・地域交流促進事業(空き店舗活用)	②	中小企業振興事業補助金 ・地域交流促進事業(空き店舗活用は交付実績なし)	2,845 (4,000)	②	中小企業振興事業補助金 ・市内の中小企業団体が中小企業の振興を図るための事業を実施する場合に、要する経費に対し補助する。 ・補助率 1/2 ・補助限度額 50万円 ・地域交流促進事業(空き店舗活用)	4,000	商工企業課
				①	空家等の除却跡地の活用やランドバンク(空き地バンク)の在り方について検討する。	①	空家等除却跡地は民地であるため対象外。ランドバンクは情報収集にとどまった。	—	①	庁内関係課との調整をはかれるよう、国や県内市町村の動向を中心に情報収集する。	—	住宅管理課

○基本方針４ 管理不全な空家等の解消

No.	取組項目	取組内容		令和７年度計画		令和７年度実績		事業費(千円) 上段：実績額 下段：計画額	令和８年度計画		事業費 (千円)	担当課
1	立入検査の実施	(1)	特定空家等への措置を講じようとする場合、必要な限度において実施する。	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	①	該当事案なし	－	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	－	住宅管理課
2	特定空家等の判断	(1)	管理不全な空家等について個別に現地調査を行い、判定基準に基づき、特定空家等に該当するかを判断する。	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	①	特定空家等は該当事案なし	－	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	－	住宅管理課
				②	管理不全空家等判断基準を策定する。	②	管理不全空家等判断基準を策定した。	－	②	管理不全空家等判断基準に基づき、空き家を調査し指導・助言が必要な空き家を認定する。	－	住宅管理課
3	大船渡市空家等対策協議会の意見聴取	(1)	措置が必要な特定空家等に認定するかどうかの判断に際して、学識経験者等で組織する大船渡市空家等対策協議会の意見を聴く。	①	(措置が必要な特定空家等は現時点ではなし。)	①	該当事案なし	－	①	(措置が必要な特定空家等は現時点ではなし。)	－	住宅管理課
4	助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置の実施	(1)	措置が必要な特定空家等に認定した場合は、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置を講じる。	①	措置が必要な特定空家等は現時点ではないが、県内他市などの事例を研究し、必要時の対応について情報収集する。	①	該当事案なし	－	①	措置が必要な特定空家等は現時点ではないが、県内他市などの事例を研究し、必要時の対応について情報収集する。	－	住宅管理課
									②	新たに策定した認定基準に基づき認定した管理不全空家等に対し、状況が改善されるよう積極的に助言・指導を行っていく。	－	住宅管理課
5	相続財産管理制度の活用検討	(1)	相続人不存在や所有者等の所在が不明な特定空家等への対応について、相続財産管理制度の活用の可能性を検討する。	①	当該制度の活用が必要となる事案に備え、情報収集する。	①	該当事案なし	－	①	当該制度の活用が必要となる事案に備え、情報収集する。	－	住宅管理課
6	空家等を解体・除却するための支援	(1)	管理不全空家等の所有者等による主体的な解体・除却を支援するため、支援制度の創設や、解体工事業者の登録制について検討する。	①	危険空き家除却工事補助金に係る相談受付や申請受付を通じ、除却を支援する。 (２件分)	①	管理不全で倒壊や部材の飛散等の恐れのある危険空き家の解体費用の一部を補助した。 (１件)	500 (1,000)	①	危険空き家除却工事補助金に係る相談受付や申請受付を通じ、除却を支援する。 (２件分)	1,000	住宅管理課
				②	相談受付の際に解体工事業者一覧を配布するほか、ホームページで公開し、情報提供する。	②	登録制に代わる空き家の除却に関する相談が可能な市内の解体工事業者一覧を作成し、ホームページで公開した。	－	②	相談受付の際に解体工事業者一覧を配布するほか、ホームページで公開し、情報提供する。	－	住宅管理課